

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の  
一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）	1
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（抄）（第二条関係）	19
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第七条関係）	25
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第八条関係）	26
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第九条関係）	27
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）（附則第十一条関係）	29
○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（附則第十二条関係）	30
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）（附則第十三条関係）	35
※ 右の法律の規定は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（今期常会提出）により改正された後のもの	37
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）（附則第十四条関係）	37

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 航空機の登録（第三条―第九条）</p> <p>第三章～第八章（略）</p> <p>第九章 無人航空機</p> <p>第一節 無人航空機の登録（第三百三十一条の三―第三百三十一条の十）</p> <p>（四）</p> <p>第二節 無人航空機の飛行（第三百三十二条―第三百三十二条の三）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 航空機の登録</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 航空路、空港等及び航空保安施設</p> <p>（申請の審査）</p> <p>第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならぬ。</p> <p>一 当該空港等又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準（空港にあつては、当該基準及び空港法第三</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 登録（第三条―第九条）</p> <p>第三章～第八章（略）</p> <p>第九章 無人航空機（第三百三十二条―第三百三十二条の三）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 登録</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 航空路、空港等及び航空保安施設</p> <p>（申請の審査）</p> <p>第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならぬ。</p> <p>一 当該空港等又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準（空港にあつては、当該基準及び空港法第三</p>

条第一項に規定する基本方針（第三号において単に「基本方針」という。）に適合するものであること。

二（略）

三 当該空港等又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第二項に規定する機能確保基準（空港にあつては、当該機能確保基準及び基本方針）に適合するものであること。

四・五（略）

2（略）

（空港等又は航空保安施設の管理）

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一条第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

3 国土交通大臣は、第一項の空港等又は航空保安施設が機能確保基準

条第一項に規定する基本方針（第四十七条第一項において単に「基本方針」という。）第三号において同じ。）に適合するものであること。

二（略）

三 当該空港等又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第一項の保安上の基準に適合するものであること。

四・五（略）

2（略）

（空港等又は航空保安施設の管理）

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

（新設）

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従

に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(空港機能管理規程)

第四十七条の二 空港の設置者は、空港機能管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 空港機能管理規程は、機能確保基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号において同じ。）の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項
  - 二 空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項
  - 三 空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項
- 3 国土交通大臣は、空港機能管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(空港法第十四条に規定する協議会の特例)

第四十七条の三 空港機能管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第十四条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

2 (略)

(許可の取消等)

第四十八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、空港等若しくは航

つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(空港保安管理規程)

第四十七条の二 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項
  - 二 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項
  - 三 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項
- 3 国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(空港法第十四条に規定する協議会の特例)

第四十七条の三 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第十四条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

2 (略)

(許可の取消等)

第四十八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、空港等若しくは航

空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、空港等の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。ただし、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、国土交通大臣が空港等の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を機能確保基準に従って管理すべきことを命じ、その期間内に空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかった場合に限る。

一～三 (略)

四 空港等又は航空保安施設の管理が機能確保基準に従って行われていないと認めるとき。

五・六 (略)

(国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理)  
第五十五条の二 (略)

2 国土交通大臣は、その設置する空港について、第四十七条の二第一項の空港機能管理規程を定めなければならない。この場合において、同条第二項中「空港の設置者」とあるのは、「空港の設置者又は国土交通大臣」とする。

3 (略)

第六章～第八章 (略)

第九章 無人航空機

第一節 無人航空機の登録

(登録)

第三百三十一条の三 国土交通大臣は、この節で定めるところにより、無

空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、空港等の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。ただし、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、国土交通大臣が空港等の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を第四十七条第一項の保安上の基準に従って管理すべきことを命じ、その期間内に空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかった場合に限る。

一～三 (略)

四 空港等又は航空保安施設の管理が第四十七条第一項の保安上の基準に従って行われていないと認めるとき。

五・六 (略)

(国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理)  
第五十五条の二 (略)

2 国土交通大臣は、その設置する空港について、第四十七条の二第一項の空港保安管理規程を定めなければならない。この場合において、同条第二項中「空港の設置者」とあるのは、「空港の設置者又は国土交通大臣」とする。

3 (略)

第六章～第八章 (略)

第九章 無人航空機

(新設)

(新設)

人航空機登録原簿に無人航空機の登録を行う。

(登録の一般的効力)

第三百三十一條の四 無人航空機は、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(登録の要件)

第三百三十一條の五 無人航空機のうちその飛行により航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあるものとして国土交通省令で定める要件に該当するものは、登録を受けることができない。

(登録を受けていない無人航空機の登録)

第三百三十一條の六 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

- 一 無人航空機の種類
- 二 無人航空機の型式
- 三 無人航空機の製造者
- 四 無人航空機の製造番号
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 登録の年月日
- 七 使用者の氏名又は名称及び住所
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

3| 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

(登録記号の表示等の義務)

第三百三十一条の七 前条第一項の登録を受けた無人航空機（以下「登録無人航空機」という。）の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。

2| 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第三百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(登録の更新)

第三百三十一条の八 第三百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 第三百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(使用者の整備及び改造の義務)

第三百三十一条の九 登録無人航空機の使用者は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないもの又は第三百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三百三十一条の十 登録無人航空機の所有者（所有者の変更があつたと

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

きは、変更後の所有者）は、第三百三十一条の六第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を無人航空機登録原簿に登録しなければならない。

（是正命令）

第三百三十一条の十一 国土交通大臣は、登録無人航空機が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。

二 第三百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。

（登録の取消し）

第三百三十一条の十二 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が次の各号のいずれか（使用者にあつては、第一号）に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前条の規定による命令に違反したとき。

二 不正の手段により第三百三十一条の六第一項の登録又は第三百三十一条の八第一項の登録の更新を受けたとき。

（登録の抹消）

第三百三十一条の十三 登録無人航空機の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、その登録の抹消の申請をしなければならない。

一 登録無人航空機が滅失し、又は登録無人航空機の解体（整備、改

（新設）

（新設）

（新設）

造、輸送又は保管のためにする解体を除く。)をしたとき。

二 登録無人航空機の存否が二箇月間不明になつたとき。

三 登録無人航空機が無人航空機でなくなつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第三百三十一条の八第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第三百三十一条の十四 この節に定めるもののほか、無人航空機の登録に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 第二節 無人航空機の飛行

(飛行の禁止空域)

第三百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

一・二 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

(飛行の方法)

第三百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

(新設)

(新設)

(飛行の禁止空域)

第三百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合には、この限りでない。

一・二 (略)

(新設)

(飛行の方法)

第三百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定める

一〇十 (略)

2| 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。

一| 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合

二| 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

(捜索、救助等の特例)

第三百三十二条の三 第三百三十二条及び前条(第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

## 第十章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

ところにより、あらかじめ、第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

一〇十 (略)  
(新設)

(捜索、救助等の特例)

第三百三十二条の三 第三百三十二条及び前条(第一号から第四号までに係る部分を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

## 第十章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の所有者若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇八 (略)

九 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

十 (略)

二〇四 (略)

(手数料の納付)

第三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一〇九 (略)

二十 空港等について第四十七条第三項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第三項の検査を受ける者

二十二 (略)

二十三 第三十一条の六第一項の登録を申請する者

二十四 第三十一条の八第一項の登録の更新を申請する者

(指定立替納付者による納付)

第三十五条の二 国土交通大臣は、前条の規定により手数料を納付しようとする者（次項において「納付予定者」という。）から、当該手

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇八 (略)

九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

十 (略)

二〇四 (略)

(手数料の納付)

第三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一〇九 (略)

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの（以下この条において「指定立替納付者」という。）をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 納付予定者が前項の申出をした場合において、指定立替納付者が当該納付予定者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該手数料の納付があつたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手續その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 第十一章 罰則

（耐空証明を受けない航空機の使用等の罪）

第四百三十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 （略）

（無表示等の罪）

第四百四十四条 航空機の使用者が、第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

## 第十一章 罰則

（耐空証明を受けない航空機の使用等の罪）

第四百三十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 （略）

（無表示等の罪）

第四百四十四条 航空機の使用者が、第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一〇十七 (略)

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、

第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反したとき。

(空港等又は航空保安施設の設置等の罪)

第四百四十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに空港等を設置したとき。

二 第四十三条第一項の規定に違反して、空港等に特に重要な変更を加えたとき。

三 第四十八条の規定による空港等の全部又は一部の供用の停止の命令に違反したとき。

第四百四十七条 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに航空保安施設を設置したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇十七 (略)

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

(空港等又は航空保安施設の設置等の罪)

第四百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに空港等を設置した者

二 第四十三条第一項の規定に違反して、空港等に特に重要な変更を加えた者

三 第四十八条の規定による空港等の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

第四百四十七条 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに航空保安施設を設置した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項の規定に違反して航空保安施設に特に重要な変更を加えたときにおけるその違反行為をした者についても、前項の例による。

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第四項（第四十三条第二項及び第四十四条第五項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始したとき。
- 二 第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで空港の供用を休止し、又は廃止したとき。
- 三 第四十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで非公共用飛行場又は航空保安施設の供用を休止し、又は廃止したとき。
- 四 第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港機能管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港の管理を行ったとき。
- 五 第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

一・二 (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつたとき。
- 二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損

2 第四十三条第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第四項（第四十三条第二項及び第四十四条第五項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者
- 二 第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで空港の供用を休止し、又は廃止した者
- 三 第四十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで非公共用飛行場又は航空保安施設の供用を休止し、又は廃止した者
- 四 第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港の管理を行った者
- 五 第四十七条の二第三項の規定による命令に違反した者

一・二 (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者
- 二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損

したとき。

- 一 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行ったとき。
- 二 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をしたとき。
- 三 第三十五条第二項（第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行ったとき。
- 四 第四十九条第一項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置したとき。
- 五 第五十一条第六項（第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
- 六 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をしたとき。
- 七 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をしたとき。
- 八 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入ったとき。
- 九 第六十七条第一項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行ったとき。
- 十 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行ったとき。
- 十一 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行ったとき。
- 十二 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事

した者

- 一 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行った者
- 二 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者
- 三 第三十五条第二項（第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者
- 四 第四十九条第一項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者
- 五 第五十一条第六項（第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 六 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者
- 七 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者
- 八 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入った者
- 九 第六十七条第一項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行った者
- 十 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行った者
- 十一 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者
- 十二 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事

業の用に供する航空機に乗り組んだとき。

五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反したとき。

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだとき。

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下したとき。

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下したとき。

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかったとき。

十 第三百三十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたとき。

(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第二百五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一百条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による許可を受けてしなければならない事項を許可を受けなかったとき。

二 第二百二十三条第一項(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その名義を他人に利用させたとき。

三 第二百二十三条第二項(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その事業を他人にその名において経営させたとき。

四 第二百二十九条第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けなかったとき。

五 第二百三十条の規定に違反して、同条の航空機を運送の用に供したとき。

六 第三百三十条の二の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けなかったとき。

業の用に供する航空機に乗り組んだ者

五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかった者

十 第三百三十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第二百五十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一百条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による許可を受けてなければならない事項を許可を受けなかった者

二 第二百二十三条第一項(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その名義を他人に利用させた者

三 第二百二十三条第二項(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その事業を他人にその名において経営させた者

四 第二百二十九条第一項の規定により許可を受けてなければならない事項を許可を受けなかった者

五 第二百三十条の規定に違反して、同条の航空機を運送の用に供した者

六 第三百三十条の二の規定により許可を受けてなければならない事項を許可を受けなかった者

第五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

2 第十三条の二第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

2 第十三条の二第一項の許可を受けた受託者が同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が第二百二十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十七条の三 外国人国際航空運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第五十七条の四 第三十一条の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役

第五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

2 第十三条の二第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

2 第十三条の二第一項の許可を受けた受託者が、同条第三項の規定による命令に違反したときは、百万円以下の罰金に処する。

第五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、第二百二十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十七条の三 外国人国際航空運送事業者が、次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(新設)

又は五十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第百五十七條の五 第百三十二條の二第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七條の六 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十一條の七第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

二 第百三十一條の十一(第一号に係る部分に限る。)の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

三 第百三十二條第一項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

四 第百三十二條の二第一項第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

五 第百三十二條の二第一項第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させたとき。

六 第百三十二條の二第一項第九号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送したとき。

七 第百三十二條の二第一項第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下したとき。

第百五十七條の七 第百三十四條の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第百五十七條の四 第百三十二條の二第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

一 第百三十二條の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第百三十二條の二第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

三 第百三十二條の二第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者

四 第百三十二條の二第九号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者

五 第百三十二條の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

第百五十七條の六 第百三十四條の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(立入検査の拒否等の罪)

第五十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七條第三項又は第三百三十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 二 第三百三十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第三百三十四條第二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

(両罰規定)

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五十條、第五十五條、第五十六條(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五十七條から第五十七條の四まで及び第五十七條の六から前条まで 各本条の罰金刑

第六十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 三 (略)
- 四 第三十一條の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三十一條の十三第一項の規定による申請をしなかつた者

(立入検査の拒否等の罪)

第五十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七條第二項又は第三百三十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第三百三十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第三百三十四條第二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五十條、第五十五條、第五十六條(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五十七條から第五十七條の三まで及び第五十七條の五から前条まで 各本条の罰金刑

第六十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 三 (略)
- (新設)
- (新設)

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等、防衛関係施設、空港及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの重要施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等、良好な国際関係、我が国を防衛するための基盤並びに国民生活及び経済活動の基盤の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 第七条第一項の規定により対象空港として指定された施設</p> <p>五 第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設</p> <p>2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号へに掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第二号に掲げる対象施設については第五条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第五号に掲げる対象施設については第八条第二項の規定により指定された地域をいう。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等、防衛関係施設及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの重要施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等、良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四（新設） 第七条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設</p> <p>2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号へに掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第二号に掲げる対象施設については第五条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいう。</p>

3 3 5 (略)

(国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定)

第三条 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官(当該対象施設周辺地域が海域(海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。))を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。第十一条第三項及び第五項を除き、以下同じ。)と協議しなければならない。

4 3 6 (略)

(対象空港の指定等)

第七条 国土交通大臣は、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象空港に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに

3 3 5 (略)

(国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定)

第三条 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官(当該対象施設周辺地域が海域(海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。))を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。第十条第三項を除き、以下同じ。)と協議しなければならない。

4 3 6 (略)

(新設)

当該対象空港に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象空港の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象原子力事業所の指定等)

第八条 (略)

(対象施設等の周知)

第九条 国は、対象施設、対象施設の指定敷地等（第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定により指定された敷地及び区域をいう。以下同じ。）及び対象施設周辺地域を国民に周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)

第十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行（第二条第一項第三号及び第四号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。）については、適用しない。

一〇三 (略)

3 前項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安

(対象原子力事業所の指定等)

第七条 (略)

(対象施設等の周知)

第八条 国は、対象施設、対象施設の指定敷地等（第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は前条第一項の規定により指定された敷地及び区域をいう。以下同じ。）及び対象施設周辺地域を国民に周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)

第九条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行（第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。）については、適用しない。

一〇三 (略)

3 前項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安

委員会規則（第二号及び第四号に定める者への通報については国土交通省令、第三号に定める者への通報については防衛省令）で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならぬ。ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

一・二（略）

三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十三条第二項において同じ。）に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

四 第二条第一項第四号に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者（以下「対象空港管理者」という。）

（対象施設の安全の確保のための措置）

第十一条（略）

2・3（略）

4 対象空港管理者は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して飛行する小型無人機又は特定航空用機器の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の措置を国土交通大臣が警察庁長官に協議して定めるところによりとるとともに、これらの規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該対象施設における滑走路の閉鎖その他の当該対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、対象空港管理者の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「小型無人機等の飛行が」と

委員会規則（第二号に定める者への通報については国土交通省令、第三号に定める者への通報については防衛省令）で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならぬ。ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

一・二（略）

三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十二条第二項において同じ。）に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

（新設）

（対象施設の安全の確保のための措置）

第十条（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

あるのは「小型無人機等の飛行（当該対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。）が」と、「場合には」とあるのは「場合には、国土交通省令で定めるところにより」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設及びその指定敷地等」と、「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「措置」とあるのは「ものとして国土交通省令で定める措置」と、「命ずる」とあるのは「自ら命じ、又は国土交通省令で定めるところにより指定した職員若しくは国土交通省令で定めるところにより委任した者に命じさせる」と、同項及び第二項中「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあつては、警察官（海域及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官）がその場にいらない場合において、国土交通大臣が警察庁長官（海域及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うときに限る」と、同項中「命ずる」とあるのは「命じ、若しくは命じさせる」と、「対象施設」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、当該対象施設」と、「当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとる」とあるのは「その他の必要な措置を自らとり、又は同項の指定した職員若しくは同項の委任した者にとらせる」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する第一項又は第二項の職務を執行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならぬ。

7 国、地方公共団体又は対象空港管理者は、第二項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置が行われたとき

（新設）

4 国又は地方公共団体は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受け

は、当該措置により損失を受けた者（前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（経過措置）

第十二条（略）

（罰則）

第十三条 第十条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 | 第十一条第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

た者（前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（経過措置）

第十一条（略）

（罰則）

第十二条 第九条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 | 第十条第一項の規定による警察官の命令（同条第三項において準用する同条第一項の規定による皇宮護衛官、海上保安官又は第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官の命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十一条の四、第三百三十一条の七、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用するとしなければ当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用するとしなければ当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（対象施設の安全の確保のための権限）</p> <p>第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。</p> <p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七百七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十一条の四、第三百三十一条の七、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2～8（略）</p>	<p>（対象施設の安全の確保のための権限）</p> <p>第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第九条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。</p> <p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七百七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2～8（略）</p>

改正案		現行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
提供を受ける国の機関又は法人 （略）	（略）	提供を受ける国の機関又は法人 （略）	（略）
百十八 国土交通省	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第百三十一条の六第一項の登録、同法第百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第百三十一条の十第一項の届出又は同法第百三十一条の十三第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十八 国土交通省	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

(略)

(略)

(略)

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空法の特例）</p> <p>第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、同法第一条に規定する両空港及び同法第二条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（航空法の特例）</p> <p>第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、同法第一条に規定する両空港及び同法第二条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p>

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空法の特例等）            第七条（略）            2 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。            この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四十四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。            3～7（略）            （航空法の特例）            第十二条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（</p>	<p>（航空法の特例等）            第七条（略）            2 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。            この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四十四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。            3～7（略）            （航空法の特例）            第十二条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（</p>

以下「地方管理空港運営権者」という。」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

## 2 (略)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし、た国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項において準用する航空法第四十七條第三項の規定又は第七條第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第七條第二項において準用する航空法第四十七條の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港機能管理規程（第七條第二項において準用する同法第四十七條の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港（第七條第二項において準用する同法第四十七條の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

## 三 十 (略)

以下「地方管理空港運営権者」という。」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

## 2 (略)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし、た国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項において準用する航空法第四十七條第二項の規定又は第七條第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第七條第二項において準用する航空法第四十七條の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程（第七條第二項において準用する同法第四十七條の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港（第七條第二項において準用する同法第四十七條の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

## 三 十 (略)

附 則

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

第六条 航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者(以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港等及び航空保安施設」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設(以下「民間航空専用施設」という。）」及び同項第三号イに規定する共用空港航空保安施設」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項第四号中「空港等」とあるのは「前項の施設(民間航空専用施設に限る。）」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二(見出しを含む。 )及び第四十七条の三第一項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港(空港」とあるのは「民間航空専用施設(共用空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第四百八十八条第四号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第四十七条の三の見出し及び同条第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、

附 則

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

第六条 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者(以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港に」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設(以下「民間航空専用施設」という。 ))」に「と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同法附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二(見出しを含む。 )及び第四十七条の三第一項中「空港保安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港(空港」とあるのは「民間航空専用施設(共用空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第四百八十八条第四号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港の保安」とあるのは「民間航空専用施設の保安」と、同法第四十七条の三の見出し及び同条第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条第二項第二号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間

同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条第二項第二号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

4 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに第二項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5・6 (略)

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第三項の規定又は附則第六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設保安管理規程(附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によらないで、民間航空専用施設(附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土

間航空専用施設」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

4 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第二項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5・6 (略)

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定又は附則第六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設保安管理規程(附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によらないで、民間航空専用施設(附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土

交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三〇十 (略)

(特定地方管理空港に係る航空法の特例)

第十五条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第一号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

2 (略)

交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三〇十 (略)

(特定地方管理空港に係る航空法の特例)

第十五条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第一号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

2 (略)

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）（附則第十三条関係）

※ 右の法律の規定は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（今期常会提出）により改正された後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 航空法第百三十二条第一項各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ニ 航空法第百三十二条の二第一項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ホ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う当該行為について、航空法第</p>	<p>（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 航空法第百三十二条各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ニ 航空法第百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ホ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う当該行為について、航空法第</p>

百三十二条第二項第二号の規定による許可があつたものとみなす。

2 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第百三十二条の二第二項第二号の承認があつたものとみなす。

百三十二条ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

2 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第百三十二条の二ただし書の承認があつたものとみなす。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）（附則第十四条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）</p> <p>第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第九条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第十条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において「対象大会関係空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあっては、同法第八条第一項に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「<u>第四号に定める者</u>」とあるのは「<u>第四号に定める者並びに対象大会関係空港の管理者</u>」と、「及び次の」とあるのは「並びに」</p>	<p>（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）</p> <p>第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあっては、同法第八条第一項に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「<u>第二号に定める者</u>」とあるのは「<u>第二号に定める者及び対象空港の管理者</u>」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「</p>

に次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象大会関係空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象大会関係空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。